

GUIDEBOOK OF SIGNBOARD

— 良好な広告景観の向上を目指して —

屋外広告物のしおり

屋外広告物の表示等にはルールがあります。

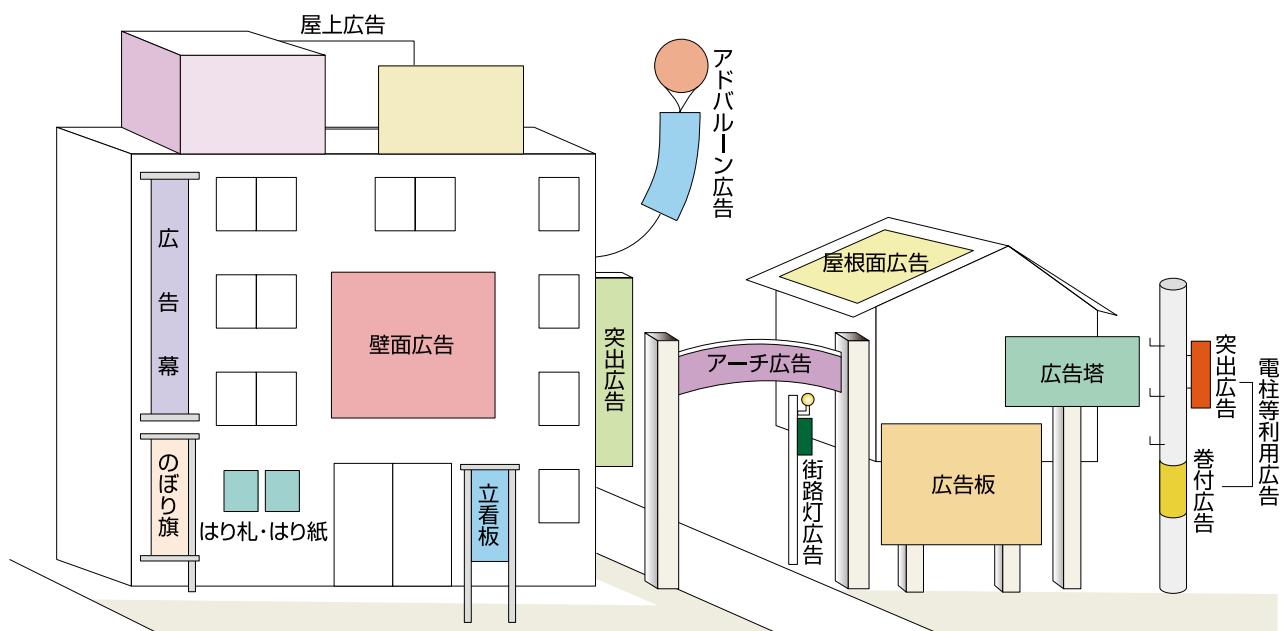
熊本県

屋外広告物は私たちの日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすものですが、これが無秩序に掲出されると、郷土の美しい景観を損なうとともに、時には視界遮断による交通事故や倒壊などにより、人身に危害を及ぼすことさえあります。

このため、熊本県では屋外広告物条例を制定し、原則として屋外広告物の掲出には知事の許可を必要とするなど県民の方が快適で安全な生活を送るために必要な規制を行っています。

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています（広告物が設置される敷地や建物の所有は問いません）。広告板・広告塔（建植広告）、屋上広告、壁面広告、^{つきだし}突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどがこれにあたります。また、文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含みます。



※「デジタルサイネージ」も掲出の形態にかかわらず、屋外広告物に該当します。

※投影広告物（プロジェクションマッピング等）について、大きさの大小にかかわらず、屋外広告物に該当します。

条例によるルール

条例によるルールの内容は、大きく地域による規制と物件による規制に分けられます。

地域による規制

地域ごとの特徴を考え、
地域別のルールを定めて
います。

禁止地域(P3~4,7)



自家用などの一定の広告物以外は広告物の掲出等を禁止する地域です。

許可地域(P5,8)

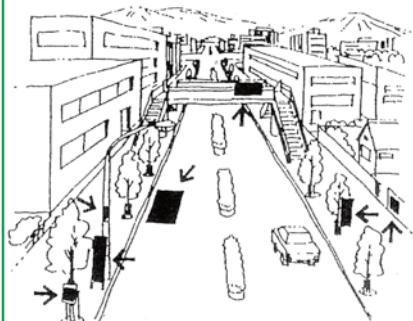


自家用や一般の広告物の掲出等には原則として許可(10m以下自家用は許可が不要です。)が必要な地域です。

物件による規制

県下全域にわたって広告物の掲出を禁止する物件や掲出できない広告物を定めています。

禁止物件(P5)



街路樹、横断歩道橋、道路の路面など公共性のある物件への広告物の掲出等を禁止しています。

(P6) 禁止広告物



著しく色褪せた広告物や破損、老朽化したり、倒壊又は落下のおそれのある広告物は設置できません。

協議制度

国や地方公共団体が公共的目적으로表示する広告物(公共広告物)は知事に協議して設置することができます。

許可制度

広告物の掲出等にあたって、事前に地域規制や形状等のチェックを行っています。

適用除外

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等について、規制の対象から除外しています。

1

屋外広告物を掲出できない地域

(禁止地域といいます。)

禁止地域とは、原則として屋外広告物の掲出はできない地域です。規制の必要性に合わせて、4つに区分されています。

禁止地域には、下に掲げる地区が指定されており、区域には禁止標識が設置されています。

- 風致地区、景観地区
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
- 国立公園、国定公園、県立自然公園
- 道路等の沿線で知事が指定する区域
- 古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等
- 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、記念館、体育館、公衆便所等



禁止標識

禁止地域でも次の広告物については「許可を受ければ」掲出できます。

●自家用広告物

禁止地域の例外として、**自家用広告物**は広告物の種類による個別基準（P10参照）に適合し、かつ、次の要件を満たす場合に限り提出できます。

[許可を必要とする表示面積の合計（総量規制）]

- | |
|--|
| 第1種禁止地域→2m ² 超～10m ² 以内（但し1表示面は5m ² 以内） |
| 第2種禁止地域→5m ² 超～15m ² 以内 |
| 第3種禁止地域→5m ² 超～50m ² 以内 |
| 第4種禁止地域→制限なし |

※自家用広告物とは、「自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の営業所等（自己の敷地内）に表示する広告物又はこれを掲出する物件」をいいます。なお、（表示面積の合計がそれぞれ1事業所につき）1種2m²以内、2・3種5m²以内、4種10m²以内の自家用広告物については許可は不要です。

※面積の算定は、表・裏2面表示する場合は、それぞれを合計します。（以下同じ）

●道標、案内図板

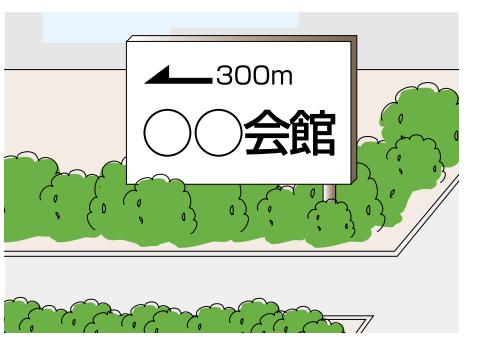
その他、禁止地域の例外として、**道標、案内図板**がありますが、道標に関しては、誘導の対象となる事業所が国道や主要地方道などの道路に面しておらず、専ら当該事業所及び周辺住民によって利用されるような道路（国道及び主要地方道の類を除く）にある場合に設置を認めるものです。設置の検討にあたっては、必ず、P13に記載のお問合せ先にご確認ください。

また、**案内図板**とは、町内案内板、観光等案内図板等で地域を包括的に表示する総合案内をいいます。

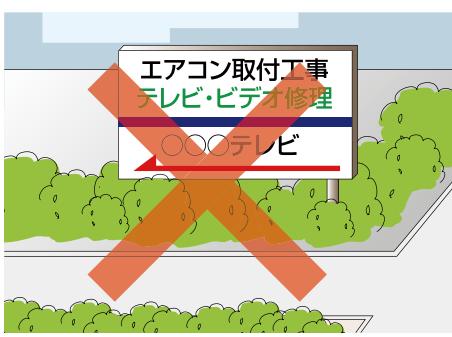
[地域別の面積基準]

広告物種類 禁止種別	道 標	案内図板	電柱利用
第1種禁止地域	・1物件につき1m ² 以内 ・高さ3m以下	・1物件につき1m ² 以内 ・高さ3m以下	表示又は掲出できない
第2種禁止地域	・1物件につき2m ² 以内 ・(2事業所共同/3m ² 以内)	・1物件につき5m ² 以内 ・高さ5m以下	同上
第3種禁止地域 第4種禁止地域	・(3事業所以上共同/5m ² 以内) ・高さ5m以下		近隣の施設又は事業所等の誘導に限る

※入口案内については、1事業所1個を原則とし、利用者の便益から主要分岐点を表示することが特に必要と認められる場合に限ります。また表示内容は、案内に必要な文言、記号図表に限るものとし、商品宣伝や営業内容を表示するものは該当しません。



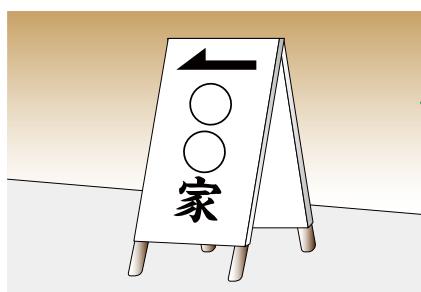
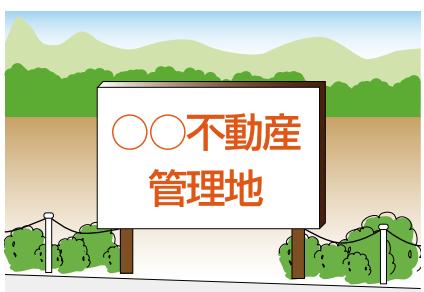
入口案内



案内図板

禁止地域でも次の広告物については「許可を受けずに」掲出できます。

- 1) 管理用広告物（規制地域毎に表示可能な面積が異なります）
- 2) 冠婚葬祭又は祭礼等のため一時的に表示する広告物等
- 3) 講演会・展覧会・音楽会等のため会場の敷地に掲出する広告物等
- 4) 電車又は自動車に表示される広告物で、次の基準に適合するもの
 - ①自動車等の所有者又は管理者が自己の名称、事業内容等を表示する広告物
 - ②上記①以外の広告物は、電車は車体の各面における表示面積が当該車体の各面の面積の10%以内、自動車は車体の前面、後面及び両側面における表示面積の合計が当該車体の前面、後面及び両側面の面積の合計の6%以内
- 5) 人・動物又は車両（電車又は自動車を除く）・船舶等に表示される広告物
- 6) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 7) 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター等
- 8) 工事現場の仮囲い等に表示される広告物で、工事期間中に限り、かつ宣伝の用でないもの
- 9) 法令の規定により表示する広告物
- 10) 奉仕広告で基準に適合するもの…1物件につき0.5m²以内、1個まで



2

屋外広告物が掲出できる地域

(許可地域といいます。)

許可地域とは、禁止地域に比べて規制が緩やかな地域であり、許可を受けることにより、禁止地域では掲出できない種類・大きさの広告物も掲出できる場合があります。

許可地域は、規制の必要性に合わせて3つに区分されています。

許可地域で「許可を受ければ」掲出できる広告物

- 表示面積の合計が10m²を超える自家用広告物
- すべての一般広告物（自家用以外）

許可申請にあたっては、広告物の種類による
個別基準（P8参照）に適合し、かつ右に掲げる
総量規制の範囲内でなければなりません。

第1種許可地域→ 50m²以内
第2種許可地域→ 100m²以内
第3種許可地域→ 制限なし

許可地域で「許可を受けずに」掲出できる広告物

禁止地域と同じ広告物が該当します。（管理用広告物については3m²以内）

3

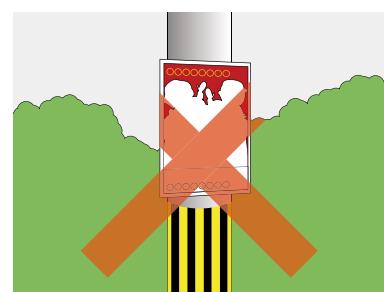
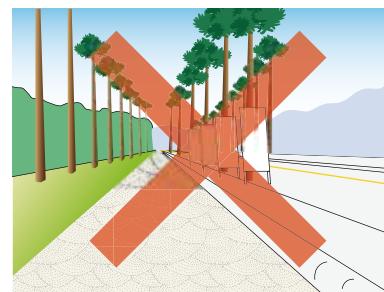
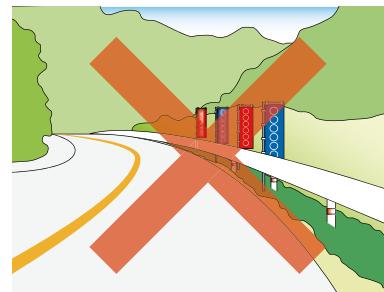
屋外広告物を掲出できない物件

(禁止物件といいます。)

次に掲げる物件には屋外広告物を掲出又は表示できません。

(1) 広告物の掲出等をしてはならない物件

- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯
- 石垣、擁壁、街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、歩道さく、こま止め等
- 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電塔、送受信塔、照明灯
- 煙突、ガスタンク、水道タンク等
- 銅像、神仏像、記念碑等



(2) はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない物件

- 電柱、街灯柱、その他電柱の類

(3) 広告物を表示してはならない物件

- 道路の路面

4

掲出できない屋外広告物

(禁止広告物といいます。)

次に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはいけません。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



老朽看板

5

公共団体が設置する屋外広告物

(公共広告物といいます。)

国又は地方公共団体が公共的目的により表示する広告物は、知事に協議して設置することができます。ただし、官公署の建造物及びその敷地に表示又は設置するもので、1物件につき10m²以内の広告物は協議は不要です。

6

許可申請等

- はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン → 30日以内
- その他の広告物等 → 3年以内

[許可申請等の留意事項]

- ① 許可の申請者は、広告主又は広告物を掲出する物件の設置者に限ります。
- ② 広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者（広告物又は掲出物件の所有者、占有者）は広告物を良好な状態で管理、除却しなければなりません。
- ③ 許可を受けた広告物又は広告物を掲出する物件に許可の証票（又は押印）を貼付下さい。
- ④ 景観上及び安全上問題なければ更新することができます。
(許可期間満了日の10日前にまで申請)
- ⑤ 許可を受けた者が広告物を変更又は改造するときは、次に掲げるものを除いて変更の許可が必要です。
 - 形態又は構造に変更をきたさない程度の改造等
 - 表示の内容、意匠、色彩又は表示の面積を変更しない塗装替
 - 広告物を掲出する物件に、当該許可の期間中に同一業務に関する広告物を取り替えて表示する場合



許可証

屋外広告物の規制区分別の許可基準(規則別表第2、第4、第5、第6)

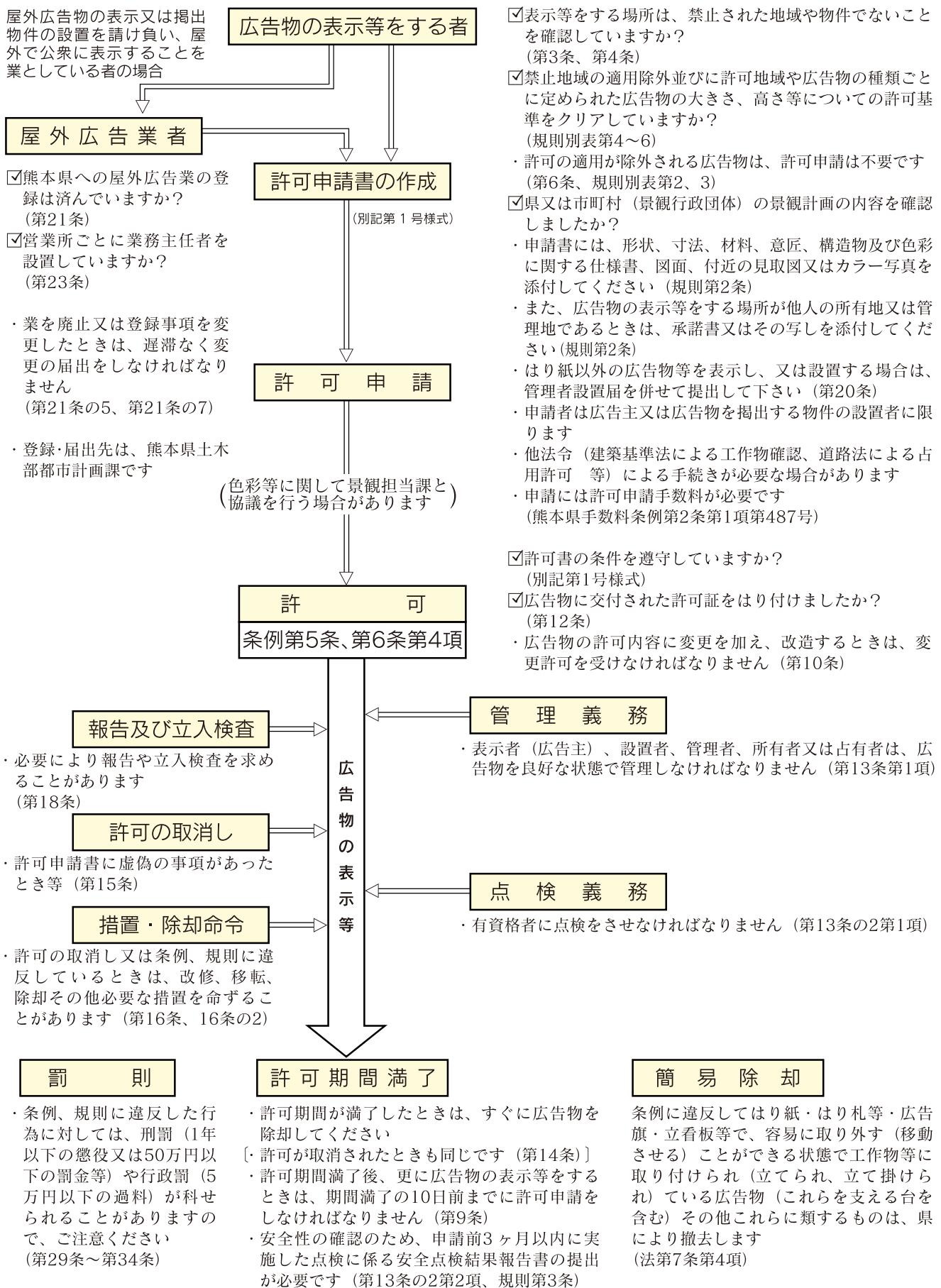
規制区分	許可基準
第1種禁止地域 自然景観地で景観への配慮が特に要請される地域	<p>●2m超の自家用広告物は許可が必要です [表示面積の合計は10m²以内(一表示面5m²以内)]</p> <p>●一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]</p> <p>突出広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超えないこと ・同じ壁からの突出は2列まで (突出する幅も同じにする) 【屋上広告・屋根面広告】 ・表示等は禁止 【壁面広告】 1壁面の1/5以内 ・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない 【建植広告物】 5m以下 hは5m以下 【禁止】 不可 <p>・露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・蛍光塗料は使用しない。地色に赤・黄色を使用しない。</p>
第2種禁止地域 1種禁止地域に準じて景観への配慮が要請される地域	<p>●5m超の自家用広告物は許可が必要です [表示面積の合計は15m²以内]</p> <p>●一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]</p> <p>突出広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超えないこと ・同じ壁からの突出は2列まで (突出する幅も同じにする) 【屋根面広告】 ・表示等は禁止 【壁面広告】 1壁面の1/3以内 ・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない 【建植広告物】 15m以下(h≤5m) 10m以下(5m < h ≤ 10m) hは10m以下 【禁止】 不可 <p>・露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・蛍光塗料は使用しない。地色に赤・黄色を使用しない。</p>
第3種禁止地域 景観への配慮が望ましい地域	<p>●5m超の自家用広告物は許可が必要です [表示面積の合計は50m²以内]</p> <p>●一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]</p> <p>突出広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超えないこと ・同じ壁からの突出は2列まで (突出する幅も同じにする) 【屋根面広告】 ・表示等は禁止 【壁面広告】 1壁面の1/3以内 ・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない 【建植広告物】 15m以下(h≤5m) 10m以下(5m < h ≤ 10m) hは10m以下 【禁止】 不可 <p>・露出したネオン管又は赤色のネオン管の使用禁止(その他のネオン管は、光源が点滅しないこと) ・蛍光塗料は使用しない。地色に赤・黄色を使用しない。</p>
第4種禁止地域 活発な経済活動に配慮しながらも一般広告物の乱立による景観の阻害を抑制する地域	<p>●10m²超の自家用広告物は許可が必要です</p> <p>●一般の広告物(自家用以外)は掲出できません[一定要件の道標・案内図板は可能]</p> <p>●広告物の表示面積の合計は無制限</p> <p>突出広告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の上端を超えないこと ・同じ壁からの突出は2列まで (突出する幅も同じにする) 【屋上広告】 ・壁面の真上垂直面から はみだし禁止 $h+h'$は52m以下 h'は建物高さの1/2以下 【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内 【壁面広告】 1壁面の1/2以内 ・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない 【建植広告物】 30m以下(h≤5m) 20m以下(5m < h ≤ 15m) hは15m以下 【禁止】 不可

屋外広告物の規制区分別の許可基準(規則別表第2、第4、第5、第6)

規制区分	許可基準
第1種許可地域 禁止地域の中で一般の広告物を認める地域 ・道路等の沿線で知事が指定する区域	<ul style="list-style-type: none"> ●10m²超の自家用広告物は許可が必要です ●一般的な広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は50m²以内 <p>【突出広告】</p> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内</p> <p>・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない</p> <p>【建植広告物】 15m²以下(h≤5m) 10m²以下(5<h≤10m)</p> <p>hは2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上) Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p>
第2種許可地域 経済活動に配慮しながら景観形成を図るべき地域 ・道路等の沿線で知事が指定する区域 ・全市、美里町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、高森町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町の全13市19町の区域。但し、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（以下「近隣商業地域等」という。）を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ●10m²超の自家用広告物は許可が必要です ●一般的な広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は100m²以内 <p>【突出広告】</p> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内</p> <p>・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない</p> <p>【建植広告物】 20m²以下(h≤5m) 15m²以下(5<h≤13m)</p> <p>hは2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上) Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p>
第3種許可地域 活発な経済活動に配慮して景観形成を図るべき地域 ・道路等の沿線で知事が指定する区域 ・第2種許可地域で指定した市町の中で近隣商業地域等の区域	<ul style="list-style-type: none"> ●10m²超の自家用広告物は許可が必要です ●一般的な広告物(自家用以外)はすべて許可が必要です ●広告物の表示面積の合計は無制限 <p>【突出広告】</p> <p>【屋根面広告】 S'は1屋根面の1/2以内</p> <p>【壁面広告】 1壁面の1/2以内</p> <p>・壁面からはみ出し禁止 ・窓や開口部はふさがない</p> <p>【建植広告物】 30m²以下(h≤5m) 20m²以下(5<h≤15m)</p> <p>hは2.5m以上(歩道上) 4.5m以上(歩車道の区別のない道路又は車道上) Wは1.5m以下(ただし道路上は、道路境界から1m以内)</p>

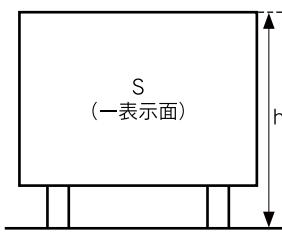
*詳細な基準等の確認については、「熊本県屋外広告物条例の運用方針」をご確認ください。

屋外広告物の許可申請のフローチャート



広告物の種類による個別基準例

1 建植広告物



第1種禁止地域 $S \leq 5m^2, h \leq 5m$

第2種禁止地域 $S \leq 15m^2 (h \leq 5m のもの)$

第3種禁止地域 $S \leq 10m^2 (5 < h \leq 10m のもの)$

第1種許可地域 $h \leq 10m$

第2種許可地域 $S \leq 20m^2 (h \leq 5m のもの)$

第3種許可地域 $S \leq 15m^2 (5 < h \leq 13m のもの)$

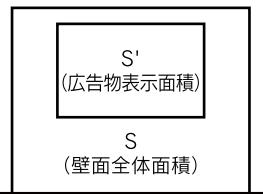
$h \leq 13m$

第4種禁止地域 $S \leq 30m^2 (h \leq 5m のもの)$

第3種許可地域 $S \leq 20m^2 (5 < h \leq 15m のもの)$

$h \leq 15m$

3 壁面・屋根面広告



第1種禁止地域 $S' \leq 1/5S$

第2種禁止地域 $S' \leq 1/3S$

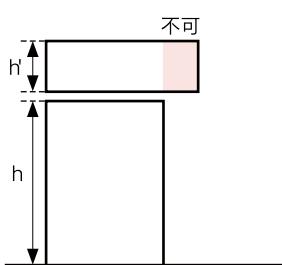
第3種禁止地域

第4種禁止地域 許可地域 $S' \leq 1/2S$

共通基準

1. 壁面内で表示し又は設置すること。
2. 窓又は開口部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
ただし、広告幕についてはこの限りではない。

2 屋上広告物



第1種禁止地域 禁止

第2種禁止地域 $h+h' \leq 33m$

$h' \leq 1/5h$

第3種禁止地域 $h+h' \leq 52m$

$h' \leq 1/3h$

第4種禁止地域 $h+h' \leq 52m$

$h' \leq 1/2h$

共通基準

1. 建築物の壁面の真上垂直面から突き出して設置しないこと。
2. 広告物を支持する支柱等が見えないようにすること。

4 簡易広告

(すべての規制地域)

はり紙 表示面積が $1m^2$ 以内であること

はり札等 表示面積が $1m^2$ 以内であること

立看板等 幅 $1m$ 以下、長さ $2m$ 以下とし、脚の長さは $0.5m$ 以下とする

広告旗 1面の表示面積が $2m^2$ 以内であること

イ 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は幅が $1.8m$ 以下で、かつ長さが $20m$ 以下であること

ロ 道路を横断する場合は、道路面から広告物下端までの高さは、歩道上では $2.5m$ 以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では $4.5m$ 以上とする。

■許可申請に必要な手数料 (熊本県手数料条例)

種 別	手 数 料 の 額	
はり広告のぼり	5円 600円 160円 160円 150円	
電柱等利用広告	300円	
街路灯広告	300円	
標識等利用広告	300円	
建植広告(広告塔、広告板、サインポール等)	0.5m ² 未満のもの1個につき 0.5m ² 以上1m ² 未満のもの1個につき 1m ² 以上2m ² 未満のもの1個につき 2m ² 以上5m ² 未満のもの1個につき 5m ² 以上10m ² 未満のもの1個につき 10m ² 以上20m ² 未満のもの1個につき 20m ² 以上30m ² 未満のもの1個につき 30m ² 以上のものは、1m ² 増すごとに6,000円に300円を加算した額 (1m ² 未満のものは、1m ² として計算する。)	150円 300円 600円 900円 1,600円 3,300円 6,000円
照明広告(ネオンサイン及びイルミネーションを含む)	0.5m ² 未満のもの1個につき 0.5m ² 以上1m ² 未満のもの1個につき 1m ² 以上2m ² 未満のもの1個につき 2m ² 以上5m ² 未満のもの1個につき 5m ² 以上10m ² 未満のもの1個につき 10m ² 以上20m ² 未満のもの1個につき 20m ² 以上30m ² 未満のもの1個につき 30m ² 以上のものは、1m ² 増すごとに12,000円に600円を加算した額 (1m ² 未満のものは、1m ² として計算する。)	300円 600円 1,200円 1,800円 3,200円 6,600円 12,000円
気球広告	1,500円	

※手数料は、熊本県収入証紙を添付します。

許可申請手続きに必要なもの（正副 2通）

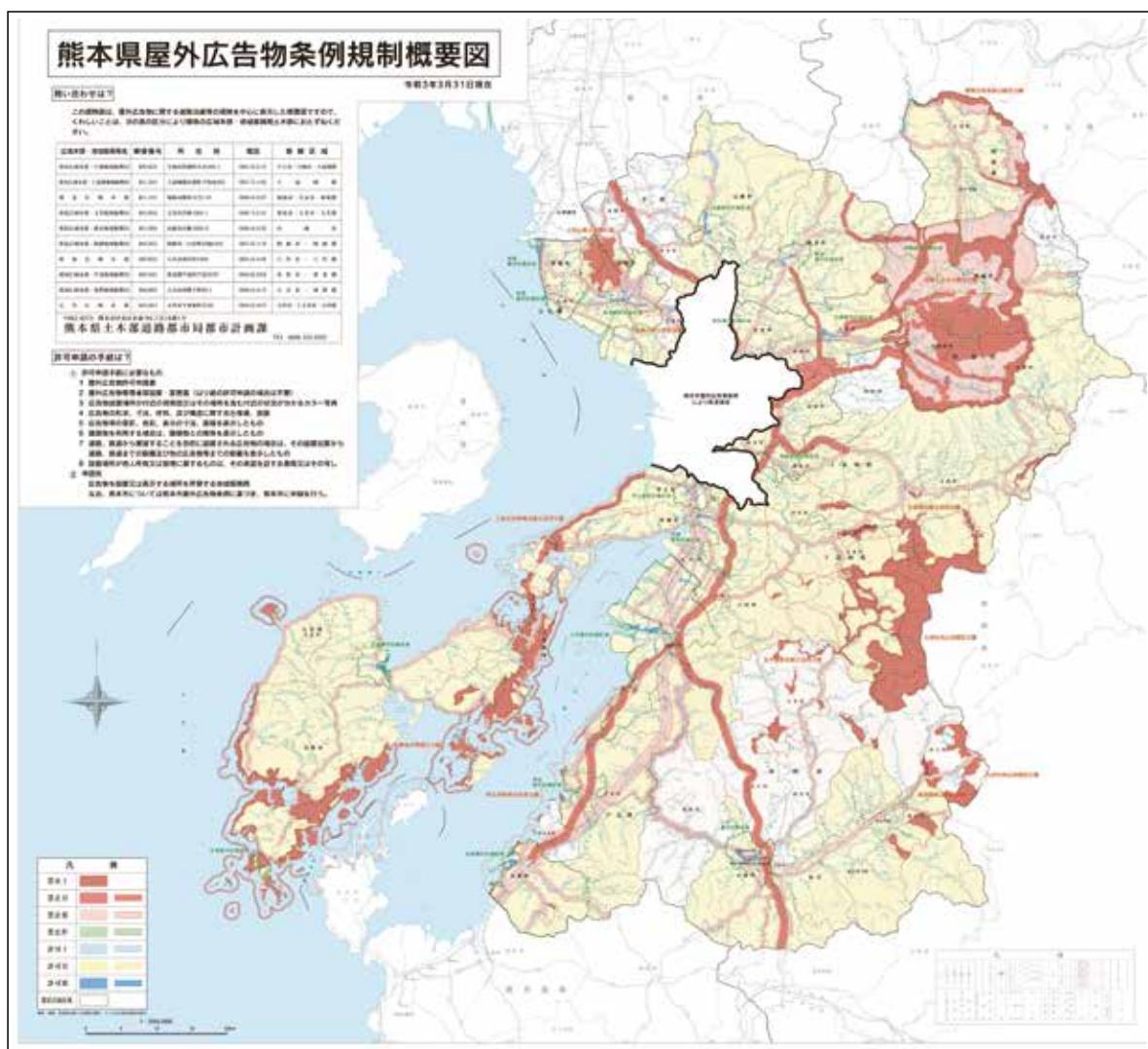
※詳しくは熊本県HPをご覧ください。（検索 [熊本県 屋外広告物許可]）

（新規申請）

- 1 屋外広告物許可申請書、屋外広告物管理者設置届〔はり紙以外〕
- 2 広告物設置場所の付近の見取図又はその場所を含む付近の状況が分かるカラー写真
- 3 広告物等の形状、寸法、材料、及び構造に関する仕様書、図面
- 4 広告物等の意匠、色彩、表示の寸法、面積を表示したもの
- 5 建築物を利用する場合は、建築物との関係を表示したもの
- 6 道路、鉄道から展望することを目的に設置される広告物の場合は、その設置位置から道路、鉄道までの距離及び他の広告物等までの距離を表示したもの
- 7 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し

（更新申請）

- 1 屋外広告物更新許可申請書
- 2 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類又はその写し
（※以下、点検が必要な広告物の場合）
- 3 屋外広告物安全点検結果報告書
- 4 点検者の資格証の写し
- 5 点検後の広告物等の全景及び点検項目ごとの広告物等の状態を撮影したカラー写真（申請前3月以内に実施したもの）
- 6 （点検の結果、異常があった場合は）当該異常のあった箇所の補修前後を撮影したカラー写真



※規制の詳細は各広域本部・地域振興局へお尋ねください。

7

管理・点検

■ 管理

広告物の種類に応じて管理者を設置する必要があります。管理者を設置・変更した場合は、速やかに届出をお願いします（別記第14号様式）。

管理者のみならず、広告物の表示者、掲出物件の設置者（広告物又は掲出物件の所有者、占有者）には管理義務があります。広告物や掲出物件を良好な状態に保持するため、必要に応じて補修、除却をお願いします。

■ 点検

広告物や掲出物件の所有者や占有者には、公衆に対する危害を防止するため点検義務があります。落下事故等を未然に防ぐためにも、定期的な点検をお願いします。なお、許可を受けている者は、許可の更新時に、申請前3ヶ月以内に実施した点検に係る安全点検結果報告書の提出が必要です。

※点検の際は、屋外広告物適正化推進委員会発行の「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」をご参照ください。

[点検項目]

点検箇所	点検項目	点検箇所	点検項目
上基部構造部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	その他	3 周辺機器の劣化、破損
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等		1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		2 避雷針の腐食、損傷

[管理者と点検者の関係]

広告物の種類	管理者の設置	点検
一般広告物	屋上広告・突出広告・アーチ広告のうち1表示面の面積が10m ² を超えるもの	必要（有資格者） ①屋外広告士 ②1・2級建築士 ③屋外広告業の登録業者
	上記以外の一般広告物	必要（資格不要）
簡易広告物	はり札等・広告旗・立看板等・広告幕	必要（資格不要）
	はり紙	不要
特殊広告物	アドバルーン	必要（資格不要）

お問い合わせ（許可申請先）

熊本市以外の区域(熊本県屋外広告物条例の適用)

広域本部・地域振興局名 (担当課名)	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
県央広域本部・宇城地域振興局 (維持管理調整課)	869-0532	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2110	宇土市・宇城市・下益城郡
県央広域本部・上益城地域振興局 (維持管理調整課)	865-3512	上益城郡山都町下馬尾265	0967-72-1102	上益城郡
県北広域本部 (維持管理課)	861-1331	菊池市隈府1272-10	0968-25-2167	菊池市・合志市・菊池郡
県北広域本部・玉名地域振興局 (維持管理調整課)	865-0016	玉名市岩崎1004-1	0968-74-2143	荒尾市・玉名市・玉名郡
県北広域本部・鹿本地域振興局 (維持管理調整課)	861-0594	山鹿市山鹿1026-3	0968-44-5152	山鹿市
県北広域本部・阿蘇地域振興局 (維持管理調整課)	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-1118	阿蘇市・阿蘇郡
県南広域本部 (維持管理課)	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-4166	八代市・八代郡
県南広域本部・芦北地域振興局 (維持管理調整課)	869-5461	葦北郡芦北町芦北2670	0966-82-2530	水俣市・葦北郡
県南広域本部・球磨地域振興局 (維持管理調整課)	868-8503	人吉市西間下町86-1	0966-24-4119	人吉市・球磨郡
天草広域本部 (維持管理課)	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4672	天草市・上天草市・天草郡

熊本市(熊本市屋外広告物条例の適用)

担当課	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
熊本市都市建設局 都市デザイン課	860-8601	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2508	熊本市

発行者：熊本県
所屬：都市計画課
発行年度：令和4年度

